
欧州環境モニタリング情報

1. EU 政策動向

1.1 EU、森林破壊防止規則の最新動向

はじめに

2025 年 4 月から 5 月にかけて、EU 森林破壊防止規則（EUDR）に関する大きな進展があった。EUDR は、EU 市場に上市される牛肉、大豆、パーム油、木材などの主要な製品について、森林破壊に関与していないことを証明することを求める EU の法規制だ。

欧州委員会は 2025 年 4 月 15 日、EUDR 実施の支援ツールとして最新版ガイダンス¹と改訂版 FAQ²を発表し、これと同時に、対象製品の範囲を明確にする委任法案も公表した。これには手続きの明確化（デューデリジェンス宣言書の提出を年に一度で良いとすること、企業グループを代表する認定代理人による同宣言書の提出を認めること、再輸入時の同宣言書の再使用を認めること）が含まれ、欧州委員会は、これらの一連の施策により、事務負担とコストが 30% 軽減されるとしている。今回発表された施策は、EU 域内の事業者の義務を明確にすることが主な目的で、EU 域外の企業に対するガイダンスの意味は限定的だった。委任法案では、対象製品の範囲をより明確にするため、関税コードの改正が提案されている。

さらに、欧州委員会は 5 月 22 日に国別ベンチマークリスト³を公表した。これは、森林破壊の各側面に基づいて低リスク国、標準リスク国、高リスク国を正式に分類するものである。この分類に応じて、デューデリジェンス要件の程度が決定される。

- ・ 低リスク国：これらの国から物品を調達する事業者は、詳細なリスク評価やリスク軽減措置の実施が免除されるが、主要情報（地理的位置情報、製品の詳細情報、合法性の確認など）の収集は引き続き求められる。
- ・ 標準リスク国：事業者は、規制に基づくすべての義務（詳細なリスク評価およびリスク軽減措置を含む）の順守が求められる。加盟国当局による順守状況の検査率は 3% となっている。
- ・ 高リスク国：これらの地域から輸入される製品は、管轄当局による検査と監視が強化され、9% の検査実施率が定められている。

同リストでは、米国、EU 加盟国、中国、カナダ、ウルグアイ、オーストラリア、ニュージーランドなどがデューデリジェンスを簡素化される低リスク国に分類される一方、ほとんどのラテンアメリカ、東南アジア、アフリカ諸国は標準リスク国に分類された。ベラルーシ、北朝鮮、ミャンマー、ロシアのみが高リスク国に分類されているが、これらの国は、EU と国連の制裁対象国である。多くの EU 加盟国は、「ゼロリスク」カテゴリーの導入を求めており、

1 https://environment.ec.europa.eu/document/5dc7aa19-e58f-42a3-bbbe-f0eb2e5a1d3a_en

2 <https://circabc.europa.eu/ui/group/34861680-e799-4d7c-bbad-da83c45da458/library/e126f816-844b-41a9-89ef-cb2a33b6aa56/details>

3 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_25_1314

当該カテゴリーの導入により特定の低リスク国が、地理的位置特定情報などの主要なデューデリジェンス義務を免除されることを望んでいる。

影響

もし欧州委員会が簡素化を求める声に応じ、日本がゼロリスク国に分類されれば、日本企業の順守義務は大幅に軽減される可能性がある。同カテゴリーの国から物品を調達する企業は、地理的位置情報の収集免除や提出書類の要件の緩和によって事務負担が軽減され、市場へのアクセスが容易になると考えられる。しかし、現状の EUDR の順守義務は依然として厳格で、規則の対象となる物品（ゴム、木材、皮革など）を含む製品を輸出している日本企業は、引き続きトレーサビリティの確保と森林破壊リスクの低い国・地域で生産された物品を調達する必要がある。これらの要件を満たさない製品は、EU に輸入または輸出できないため、簡素化の取り組みは一部の要件を緩和する可能性があるが、基本的なデューデリジェンスと透明性の確保は引き続き求められる。

利害関係者の動向

EU 加盟各国政府、業界団体、市民団体は国別ベンチマークリストに対し強く反応した。EU 農業漁業理事会⁴では EUDR の簡素化が議論の中心となったほか、22 の EU 加盟国は規則のコンプライアンス要件の枠組みの見直しを支持した。また、ルクセンブルクとオーストリアは、地理的位置情報などの主要義務を免除する「ゼロリスク」カテゴリーの導入を求める声明を発表した⁵。

これ以前にも、欧州議会議員（MEP）38 名から成る超党派グループが、中小企業や域内生産者への過度な負担を理由に、欧州委員会に EUDR の見直しを求める書簡⁶を送付している。彼らの提案には、低リスク国の規制免除、デューデリジェンスの簡素化措置、既存の認証スキームの認可などが含まれていた。欧州委員会のジェシカ・ロズウォール委員（環境・強靱な水資源・競争力のある循環経済担当）が EUDR の見直しに反対しているが、クリストフ・ハンセン農業担当委員は、立法過程におけるこれまでの立場から一転し、「ゼロリスク」カテゴリーの導入を含む、さらなる簡素化に前向きな姿勢を示している。

EU 加盟各国の当局、業界団体、第三国政府などが広く EUDR の実施に対してより柔軟なアプローチを求めている。ドイツ連邦食糧・農業省（BMEL）は、森林破壊の程度が低い国に対して特定の義務を免除する「ゼロリスク」カテゴリーにドイツが賛同していることを認めた⁷。ドイツ⁸とオーストリア⁹の森林所有者は、持続可能な方法で管理された EU 域内の森林とブラジルや中国などの国が区別されないベンチマークを批判している。マレーシア・パームオイル評議会（MPOC）はマレーシアが標準リスク国に分類されたのは「不当」とし、欧州自動車工業会（ACEA）は EU 域内貿易や域内市場に既に存在する部品を規制の適用外と

4 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9279-2025-INIT/x/pdf>

5 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-9279-2025-INIT/x/pdf>

6 https://www.euractiv.com/wp-content/uploads/sites/2/2025/05/Letter_EUDR1.pdf

7 <https://www.bmel.de/DE/themen/wald/waelder-weltweit/entwaldungsfreie-Lieferketten-eu-vo.html>

8 <https://www.waldeigentuemmer.de/agdw-bekraeftigt-forderung-nach-null-risiko-kategorie-bei-der-eudr/>

9 <https://www.waldverband.at/eudr-laendereinstufung-ein-schlag-ins-gesicht/>

することなど、簡素化を求めていることを強調した¹⁰。

NGO は、簡素化の取り組みが環境保全という EUDR の本質を弱める可能性を懸念した。NGO の Global Witness¹¹、EarthSight¹²、Fern¹³ は、国別ベンチマークシステムに用いられた手法を批判し、ブラジル、インドネシア、パラグアイなどのリスクが過小評価されており、規則の信頼性を損なうと主張した。

次のステップ

政治的圧力や利害関係者からの圧力が高まる中でも EUDR の実施スケジュールに変更はない。大企業は 2025 年 12 月 30 日から、中小企業はその半年後の 2026 年 6 月 30 日から適用開始となる。これと並行して、欧州委員会は 2025 年 6 月 30 日までに、草原、湿原、トウモロコシなど、追加の生態系や物品への対象範囲拡大の可能性について評価する必要がある。しかし、現在の規則をめぐる反発の大きさを考慮すると、対象の拡大は現実的には困難な状況だ。政治面では、2025 年 6 月 17 日に予定されている EU 環境相会議¹⁴が、特に簡素化の取り組みや低リスク国の義務範囲に関する EU 加盟各国の立場を示す機会となりうる。

1.2 EU、「鉄鋼・金属行動計画」を発表

はじめに

欧州委員会は 2025 年 3 月 19 日、「鉄鋼・金属行動計画¹⁵」を発表した。これは、欧州の鉄鋼・金属産業の競争力、強靱性およびグリーン移行を強化するための戦略的ロードマップであり、これらの産業は、特に防衛、自動車、産業機械のサプライチェーンで中心的な役割を果たすことから、EU の経済的・戦略的自律にとって不可欠とされている。同行動計画の目的は、エネルギーコストの上昇、持続可能な投資の必要性、不均衡な国際競争環境など、同部門が直面する短期・中期的な課題に対処することで、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長と繁栄・産業戦略担当のステファン・セジュールネ上級副委員長が議長を務めた 3 月初旬の「欧州鉄鋼産業の未来に関する戦略的対話¹⁶」を受け、「クリーン産業ディール¹⁷」と「手頃な価格のエネルギーのための行動計画¹⁸」を基に策定された。

この行動計画が発表された背景には、世界市場の歪みと米国による鉄鋼・アルミニウムへの関税発表により、EU の鉄鋼・金属部門への負荷が増大している状況がある。欧州委員会は、本行動計画とともに「欧州再軍備計画／準備 2030 (ReArm Europe Plan/Readiness

10 <https://www.acea.auto/files/ACEA-position-on-the-EU-Deforestation-Regulation.pdf>

11 <https://globalwitness.org/en/press-releases/eu-anti-deforestation-law-appears-to-exclude-major-deforestation-hotspots-gw-reaction/>

12 <https://www.earthsight.org.uk/news/EUDR-benchmarking>

13 <https://www.dnr.de/aktuelles-termine/aktuelles/eudr-risikobewertung-und-vereinfachung-sorgen-fuer-kritik>

14 <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/CM-2941-2025-INIT/en/pdf>

15 https://single-market-economy.ec.europa.eu/document/download/7807ca8b-10ce-4ee2-9c11-357afe163190_en?filename=Communication%20-%20Steel%20and%20Metals%20Action%20Plan.pdf

16 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_611

17 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_550

18 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_570

2030)」を公表した¹⁹。これは、地政学的な情勢変化の中でも EU が主権的な産業能力を維持するよう策定された戦略文書である。

行動計画では、次の 6 つの柱が掲げられている。

- ・ **クリーンで手頃な価格のエネルギーの安定確保**：エネルギーコストは、生産コストの大きな割合を占める（アルミニウムでは最大 40%）。これを踏まえ、行動計画では長期エネルギー契約（PPA：電力購入契約）の採用、エネルギー税の柔軟な活用、ネットワーク料金の引き下げ、エネルギー集約型産業の送電網接続の迅速化を促進している。また、低炭素水素の利用も奨励している。
- ・ **カーボンリーケージの抑止**：欧州委員会は、2025 年の第 4 四半期までに炭素国境調整メカニズム（CBAM）²⁰ の評価を実施する。この見直しでは、迂回リスクの対処を目標戦略とし、迂回防止規定の追加と川下の鉄・鉄鋼、アルミニウム製品への適用範囲拡大を目指した最初の立法案を予定している。
- ・ **域内生産の強化と保護**：欧州委員会は、不公平な競争や輸入の急増から EU の生産者を保護するため、現行の鉄鋼セーフガード措置を強化する（3 月 25 日発表²¹）。また、その後の加工に関係なく、金属の溶融が最初に行われた国と製品の原産地を結び付ける「melted and poured」（溶融・注湯）ルールの導入も検討していく。
- ・ **金属の循環性向上**：循環目標の奨励が予定されている（スクラップ輸出措置の検討、鉄鋼・アルミニウムのリサイクル含有量要件の模索など）。
- ・ **質の高い雇用の維持**：欧州委員会は、積極的な労働市場政策と EU ファンドを通じて、労働の移行、技能の向上、労働者の保護を支援する取り組みを実施する。
- ・ **公的支援を通じた脱炭素化プロジェクトのデリスキング**：今後予定されている「産業界脱炭素化促進法²²」の中で、EU は公共調達に持続可能性の基準を取り入れ、低炭素金属の主導的市場を創出していく。また、2027 年までに 7.5 億ユーロを超える研究資金の提供を予定している。

影響

日本企業を含む EU 域外の取引先は、特に貿易、競争、投資の面で行動計画の影響を受ける。

- ・ **EU 貿易措置の強化**：欧州委員会には、新たなセーフガードや迂回防止ルールなど、貿易防衛手段を強化する意図があり、これが日本の鉄鋼・金属輸出業者にとっては市場参入の制限につながる可能性がある。
- ・ **EU 生産者による競争激化**：EU に拠点を置くグリーンメタル生産に対する財政面・規制面の強力な支援により、インフラ・製造業の調達において EU 域内企業が有利になる可能性がある。日本企業は、持続可能性、炭素含有量、循環性にまつわる EU 基準の変化に対応し、競争力を維持しなければならない。

19 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_793

20 https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en

21 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ%3AL_202500612

22 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14505-Industrial-Decarbonisation-Accelerator-Act-speeding-up-decarbonisation_en

- ・ クリーンテクノロジーに商機：EU による産業の脱炭素化の推進は、日本のメーカーが得意とする先進機械設備やデジタルソリューションの需要創出につながる可能性がある。

利害関係者の動向

欧州環境局（EEB）²³ や Bellona²⁴ などの環境 NGO は、計画の方向性について概ね好意的に受け止めている。しかし、緊急性と具体性に欠ける点には批判的で、拘束力のあるスケジュールと目標を設定した資金提供を求めている。欧州議会の左派、特に社会民主進歩連盟（S&D）も、EU の競争力と気候変動におけるリーダーシップを高めるとして、グリーンスチール施策のスピードアップを支持している²⁵。

産業界の意見は分かれている。一部の利害関係者は、行動計画が同部門の重要性とその課題を認めている点を評価し、建設的な第一歩だと位置付けている²⁶。ただし、行動計画を補完する明確な規制の枠組みを早急に整備してほしい、というのが共通した要請²⁷である（Eurofer、European Aluminium）。Eurometal などの利害関係者は、より懐疑的である。彼らは、行動計画が生産支援を優先していると主張し、特に EU 域内のグリーンスチール・アルミニウム消費刺激策による需要喚起が疎かになっていると訴えている²⁸。

次のステップ

欧州委員会では、産業界、労働組合、その他の EU 機関との対話を引き続き行い、実施状況を注視していく予定である。また、エネルギー集約型産業に関するハイレベル有識者会合²⁹の任期を4年間延長し、産業界の主要な利害関係者との対話を続けるとともに、政策の実施・策定を引き続き監視できるようにしていく。

今後の重要イベント

- ・ 2025 年第 2 四半期までに：
 - 重工業に焦点を当てた電力ネットワーク料金の設計に関するガイダンス
 - エネルギー網への先行投資に関する方針
 - CBAM 対象の EU 輸出品に関する炭素リーケージリスク対策の通達
- ・ 2025 年第 3 四半期までに：
 - 生産支援と産業利用促進を目的とした欧州水素銀行³⁰の第3回募集開始
 - 欧州委員会による鉄鋼セーフガードに代わる貿易措置（2026 年 7 月 1 日付）の提案

23 <https://eeb.org/eu-steel-and-metals-action-plan-lacks-concrete-action-and-bold-targets/>

24 <https://eu.bellona.org/2025/03/26/reflections-on-the-european-steel-and-metals-action-plan/>

25 <https://www.socialistsanddemocrats.eu/newsroom/sds-eu-steel-and-metals-action-plan-decarbonisation-must-drive-competitiveness>

26 <https://www.eurofer.eu/press-releases/steel-and-metals-action-plan-right-diagnosis-right-direction-now-is-the-time-to-effectively-implement-the-solutions-to-save-european-steel-says-eurofer>

27 <https://eurometal.net/eurofer-and-eurometal-convene-to-support-the-european-steel-supply-chain/>

28 <https://eurometal.net/wp-content/uploads/PRESS-RELEASE-Assofermet-24032025.pdf>

29 <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&groupID=3326>

30 https://energy.ec.europa.eu/topics/eus-energy-system/hydrogen/european-hydrogen-bank_en

- 2025 年第 4 四半期までに：
 - 電化プロジェクトに向けた送電網接続の促進案
 - 差金決済取引 (CfD) の設計に関する加盟国向けのガイダンス
 - 迂回防止戦略と合わせた CBAM 法の見直しと提案
 - 石炭・鉄鋼研究基金³¹の改革案
 - 産業脱炭素化促進法案
- 2026 年以降：
 - 長期的な炭素コスト補償計画を盛り込んだ CBAM および EU 排出量取引制度 (ETS)³²の見直し
 - 廃車 (ELV) 規則³³下での鉄鋼・アルミニウムのリサイクル含有量義務に関するフィジビリティ調査の提示
 - 循環型経済法案

1.3 EU、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」の実施に進展

はじめに

欧州委員会は 2025 年 4 月 16 日、「持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR)³⁴」(2024 年 7 月発効)の最初の 5 カ年作業計画³⁵を採択した。ESPR は、エコデザイン要件の設定を通じて、EU 市場で販売される製品の持続可能性向上を目指す法的枠組みである。

今回の作業計画は、EU の制度的なサイクルに合わせたもので、企業にさらなる確実性を提供するため、2030 年まで実施される。作業計画の主な目的は、EU が掲げる脱炭素化促進、競争力強化、イノベーションの加速、経済安全保障の確保を支援することだ。

今回の作業計画では、ESPR 要件の実装に向けて優先される製品カテゴリーがリストで示された。カテゴリーは次の 2 つに分類される。

- **最終製品**：エンドユーザー向けに販売される完成品
- **中間製品**：消費者には直接販売されず、最終製品に組み込まれる部品や材料

ESPR の第 18 条には幅広い製品が優先製品として挙げられているが、欧州委員会は初期段階の適用対象を鉄・鉄鋼、アルミニウム、繊維製品、家具、タイヤ、マットレスに限定した。塗料、潤滑油、洗剤、化学製品、履物、プラスチックなどは、環境への影響が比較的低いこと、利害関係者からの賛同が得られていないこと、製品の複雑性により追加の分析が必要であることから、当面は計画から除外された。優先製品の選定は、環境影響、改善の可能性、市場規模、取引量、サプライチェーン全体への影響といった様々な影響評価および調査³⁶を基に

31 https://research-and-innovation.ec.europa.eu/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/research-fund-coal-and-steel-rfcs_en

32 https://climate.ec.europa.eu/eu-action/eu-emissions-trading-system-eu-ets_en

33 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/end-life-vehicles_en

34 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R1781&qid=1719580391746>

35 https://environment.ec.europa.eu/document/download/5f7ff5e2-eb9-4bd4-a139-db881bd6398f_en?filename=FAQ-UPDATE-4th-Iteration_clean.pdf

36 <https://susproc.jrc.ec.europa.eu/product-bureau/product-groups/635/documents>

行われた。また、パブリックコメント³⁷や、体系的に組織された欧州委員会と利害関係者の対話の場であるエコデザインフォーラム³⁸を通じて、利害関係者や専門家との協議も実施された。

優先製品には、新たに次の要件が適用されることになる。

- ・ 製品性能：耐久性、エネルギー・資源効率など。
- ・ 製品情報：製品の環境影響やカーボンフットプリントなどのデジタル製品パスポートを通じて提供される情報

今回の作業計画では、修理可能性、リサイクル材料含有量、リサイクル性などの改善を目的に、最初に策定される予定の水平要件（共通の特性をもつ複数の製品グループに適用されるルール）についても定義されている。

影響

本作業計画は、欧州委員会による ESPR 実施に向けたロードマップとなる。優先製品グループを特定することで、産業界に予測可能性と透明性をもたらす。EU 市場に製品を上市する日本企業は、ESPR が求める厳格な要件に対応する準備をする必要がある。

利害関係者の動向

作業計画の受け止め方はさまざまであった。環境 NGO（欧州環境局³⁹、Seas at Risk⁴⁰）は、環境配慮製品への移行に向けた前進だとして作業計画の採択を歓迎した。しかし、当初 ESPR で言及されていた特定のカテゴリー（履物、化学製品、プラスチック、潤滑油、塗料）が除外された点に失望を表明した。市民団体は、特定の製品グループを除外することについて、規則の野心を損ない、重要部門における有意義な進展を遅らせるものとして批判している。

産業界では、多くの製品タイプに適用される水平要件への懸念から、控えめな支持に留めている⁴¹。水平要件については、全体的な変化を促すとして環境団体が支持している一方、産業界の代表はリスクが高く負担が大きいと考えている。具体的には、次のような点を指摘している。

- ・ 広範で汎用性の高い要件のため、法的明確性に欠け、具体的な遵守事項が不明確になる可能性。
- ・ 幅広い利害関係者間の協議が必要なため、策定が遅れる可能性。

37 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13682-New-product-priorities-for-Ecodesign-for-Sustainable-Products_en

38 <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&groupID=3969>

39 <https://eeb.org/commissions-ecodesign-working-plan-falls-short-of-promises-warns-the-eeb/>

40 <https://seas-at-risk.org/press-releases/ecodesign-regulation-every-omitted-product-means-more-microplastics-in-our-ocean-seas-at-risk-warns/>

41 https://www.amchameu.eu/system/files/position_papers/joint_industry_letter_working_plan_final._1.pdf

- ・ 製品別規則との重複により、矛盾する基準や重複した順守努力を引き起こす可能性。

次のステップ

今後、製品グループ別のルールを導入するため、委任法（EU 法の非本質的要素を改正または補足する法的拘束力のある措置）が段階的に採択される。採択時期の目安は以下のとおり。

- ・ 2026 年までに：鉄・鉄鋼
- ・ 2027 年までに：繊維製品／衣類、タイヤ、アルミニウム
- ・ 2028 年までに：家具
- ・ 2029 年までに：マットレス

これらの法案は、欧州委員会が技術的調査や協議（例えばエコデザインフォーラム⁴²を通じて行われるもの）に基づき作成する。エコデザインフォーラムは、エコデザイン要件の策定から ESPR 作業計画の策定に及ぶ委任立法のすべての過程でかじ取りを行う、多様な利害関係者からなる専門家グループだ。こうした策定作業と同時に、欧州委員会は EU 全体としての規制負担軽減の取り組みに沿って、中小企業に対する手続きの簡素化や個別のガイダンスを提供する。

作業計画の中間見直しは 2028 年に実施される。進展状況や製品別調査結果（化学製品や履物など）を検討し、今回除外された製品の追加の可否を判断する。

1.4 EU、炭素国境調整メカニズム（CBAM）の改正と今後の見通し

はじめに

欧州委員会は 2025 年 2 月 26 日、炭素国境調整メカニズム（CBAM）⁴³の簡素化案を発表した。EU の気候変動と持続可能性に関する法規を簡素化する「持続可能性報告に関する簡素化オムニバスパッケージ⁴⁴」の一環で提案されたこの法案の目的は、規制の複雑さを軽減し、企業のグリーン移行への適応を容易にすることだ。

CBAM は、輸入品の炭素排出量にコストを課す炭素価格設定ツールで、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力、水素など、炭素排出量の多い特定の製品を対象としている。EU 域内で生産された製品と同様の炭素コストを輸入品にも負わせることで、企業が排出規制の緩やかな国に生産移転することを防ぐものだ。CBAM は 2023 年に発効し、2025 年末までの移行期間が設けられている。この期間中、輸入業者には輸入品に関する排出量を報告する義務はあるが、コスト負担は求められない。炭素コストの支払いを伴う本格的な制度は 2026 年 1 月に開始される予定だ。

移行期間内に得られた情報を踏まえ、欧州委員会は 2 月の提案で制度を簡素化するために以下を提案した⁴⁵。

42 https://environment.ec.europa.eu/news/ecodesign-forum-launches-help-sustainable-products-progress-2024-11-07_en

43 https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en

44 [https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM\(2025\)87&lang=en](https://ec.europa.eu/transparency/documents-register/detail?ref=COM(2025)87&lang=en)

45 https://commission.europa.eu/document/download/606b4811-9842-40be-993e-179fc8ea657c_en?filename=COM_2025_87_1_EN_ACT_part1_v5.pdf

- ・ 小規模輸入事業者への適用免除：1社あたり年間50トンの新たな輸入閾値を設け、主に中小企業（SME）や個人の小規模輸入事業者をCBAMの適用対象から免除する。これにより、約90%の輸入業者が義務を免除されるが、対象外となる当該輸出量を除いても、総排出量の99%超が引き続きカバーされる。ただし、この措置は電力と水素には適用されない。本提案は、欧州委員会に委任法を通じて閾値を改正する権限を付与している。
- ・ 不正の防止：閾値を下回るよう出荷を分割するなどの回避行為を防止するため、当該行為を検知・防止するルールを盛り込んだ。
- ・ 大企業向けの手続き簡素化：第三者への報告業務委託を認め、排出量算出と財務責任に関するルールを簡素化するなど、CBAM対象企業の認可手続きを簡素化する。
- ・ 期限の延長：2026年に輸入される商品について、CBAM証書の購入開始日を2027年2月に延期することを提案（当初の予定は2026年1月）。その他の年次報告や規制の順守期限も同様に延長される。

共同立法機関である欧州議会⁴⁶とEU理事会（閣僚理事会）⁴⁷は、欧州委員会の改正案を概ね支持している。EU理事会が加えた大きな変更点は、免除措置によりカバーされなくなる排出量が全体の1%を超えた場合に見直しを義務付ける予防措置条項の追加だ。一方、CBAMの認可申請手続きは2025年3月31日に開始された⁴⁸。企業と通関代理人は、CBAM登録簿を通じてCBAM申告者としての認可を申請できる。2026年1月以降（または立法機関が延期に合意した場合はそれ以降）にCBAM対象商品を輸入する際に認可を取得していることが必要となる。

影響

日本の機械製品輸出業者、特に規制対象の素材（アルミニウムや鉄鋼など）を扱う貿易会社やエンジニアリング会社は、EUへの輸入量が少ない場合、報告負担が軽減される可能性がある。大企業には依然として事務手続きが発生するが、簡素化や適用延期による恩恵はある。これらの変更は、特に完全実施に備える企業にとって、CBAMがより対処しやすく、予測可能な制度になると期待されている。

利害関係者の動向

本提案は、EU域内でも国際的にも概ね好意的に受け止められている。今回の変更で大手輸入業者に対象を絞り、要件を簡素化したことで、CBAMが保護主義的な手段であるとの主張に対抗する効果がある。一部の環境団体（ECOS）⁴⁹や市民団体（Corporate Europe Observatory）⁵⁰からは大幅な簡素化方針に対する批判の声があがっている。彼らは、提案さ

46 https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/A-10-2025-0085-AM-001-003_EN.pdf

47 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/05/27/simplifying-eu-s-carbon-border-adjustment-mechanism-council-agrees-negotiating-position/>

48 https://taxation-customs.ec.europa.eu/news/commission-implementing-regulation-regards-conditions-and-procedures-related-status-authorised-cbam-2025-03-28_en

49 <https://ecostandard.org/publications/letter-competitiveness-simplification-deregulation/>

50 <https://corporateeurope.org/en/deregulation-watch>

れた変更が気候変動対策の野心を弱める可能性を懸念している。とはいえ、CBAM は比較的注目度の低い課題であり、多くの関心は報告義務に関するルールに集まっている。例外はアルミニウム産業で、CBAM をアルミニウム業界に適用することに懸念を表明している⁵¹。

欧州議会の右派グループ（中道右派⁵²、保守系右派⁵³）は、CBAM の簡素化を環境とビジネス双方に有益だと歓迎している。ただし、保守系右派は残された懸念、特に欧州の輸出業者に対する対策不足や排出枠の無償割り当ての段階的廃止の問題を指摘した。

次のステップ

欧州委員会は両立法機関に対し、2026 年の CBAM 本格実施前に法的な明確性を企業に示せるよう、本件を優先的に扱うよう求めている。両立法機関が欧州委員会の提案に大きな変更を加えなかったことから、6 月末までには合意が成立する見込みである※。

これと並行して、欧州委員会は 2025 年末までに CBAM の大幅な見直しを実施する。この見直しでは、CBAM の効果、開発途上国への影響、新しい製品や排出ガスへの適用拡大の必要性が評価される。CBAM の適用範囲を拡大する立法提案は、2025 年末または 2026 年初頭までに提出される予定だ。

※本レポート到着後の 6 月 18 日に暫定合意に達した⁵⁴。両機関による正式な採択は 2025 年 9 月を予定している。

1.5 EU、マイクロプラスチックの汚染対策で合意

はじめに

EU は 2025 年 4 月 8 日、プラスチックペレットの環境流出防止に関する合意に達した⁵⁵。この提案は、欧州委員会が 2023 年 10 月に初めて提出したものである。

欧州委員会によると、2019 年に EU 域内で環境中に流出したプラスチックペレットは推計で 52,140 トンから 184,290 トンに上り、塗料、タイヤに次いで 3 番目の意図しないマイクロプラスチック汚染源となっている⁵⁶。新たなルールでは、陸・海を問わずサプライチェーン全体でプラスチックペレットの管理方法の改善を目指す。このルールは、道路、鉄道、内水航路、または海路でプラスチックペレットを輸送する EU 域内外のすべての輸送業者と、年間 5 トンを超えるペレットを取り扱う EU 域内の経済事業者に適用される。これらの事業者は、流出の防止、封じ込め、対応措置などの、施設の規模や操業形態に応じた個別のリス

51 https://european-aluminium.eu/wp-content/uploads/2025/05/25-05-21-European-Aluminium-Press-Release_New_Study_On_-CBAM_-Impact_On_-Alumina_-Scrap_Markets_-Confirms_-CBAM_-Design_Flaws.pdf

52 <https://www.eppgroup.eu/newsroom/carbon-border-tax-hit-emissions-not-businesses>

53 https://ecrgroup.eu/article/cbam_vote_should_spur_commission_to_reflect_more_widely_on_green_deal

54 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/06/18/carbon-border-adjustment-mechanism-cbam-council-and-parliament-strike-a-deal-on-its-simplification/>

55 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/04/08/plastic-pellet-losses-council-and-parliament-agree-on-new-rules-to-reduce-microplastic-pollution/>

56 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A52023PC0645&%3A~%3Atext=Estimates%20show%20that%20between%2052%2Cfull%20of%20pellets%20per%20year>

ク管理戦略を実施しなければならない。

年間 1,500 トンを超えるペレットを扱う中規模および大規模事業者は、定期的に第三者認証を取得する必要があるが、小規模の事業者は一度の認証取得で済み、零細事業者や基準を下回る事業者は、自己宣言による適合宣言書の提出で済ませることができる。

2022 年の EU 域内でのペレット輸送の 38% を海上輸送が占めていることから、今回の合意では、国際海事機関（IMO）⁵⁷ の基準に適合した密封包装や船積書類など、海上輸送独自の義務を設けている。同様のルールは陸上輸送にも適用される。ペレットの流出に際しては、場所を問わずすべての事業者に対して、緊急通報受理機関に通報し、流出の封じ込めに即時対応し、環境被害を防ぐことを義務付けている。また、梱包と書類には明確なラベルと警告マークの記載を求めている。さらに、EU 域外の輸送業者は、義務を順守するため、EU 域内に拠点を置く認定代理人を任命する必要がある。

影響

新たな要件は、EU 域内の経済事業者と同様に EU 域外からプラスチックペレットを輸送する域外の輸送業者にも適用される。日本企業が直接影響を受ける可能性は低いですが、EU 域内で操業するサプライヤーには新たな順守義務が課せられる可能性がある。

利害関係者の動向

すべての利害関係間で上記課題に対する幅広いコンセンサスがあるため、新しいルールは概ね広く歓迎されている。Plastics Europe⁵⁸ などの業界団体は、激しい競争圧力下でプラスチックのバリューチェーンが確かな規制情報を手にできるよう、ルールの早期実施を求めた。一方、SMEunited は、一部の規定が小規模事業者にとって過度に複雑で、技術的に実現不可能、または煩雑すぎるとして、事務負担の軽減を求めた⁵⁹。

環境系 NGO は、利害関係者の中でも最も声高な反応を示した。Rethink Plastic Alliance と Seas At Risk は合意を歓迎し⁶⁰ つつも、中小事業者の大半が第三者機関による監査を免除されている点に懸念を表明した。両団体は、EU 加盟国、産業界、市民団体に対して、合意内容が効果的に実施されるよう求めた。

次のステップ

この合意は今後、欧州議会と EU 理事会（閣僚理事会）によって正式に採択される必要がある（2025 年第 3 四半期から第 4 四半期の見込み）。その後、おそらく 2026 年初頭に EU 官報に掲載され、官報公布の 2 年後に適用開始となる予定だ。海運部門の順守を容易にするため、海運の個別規定は他部門の規制より 1 年遅く実施される。

57 <https://www.imo.org/en/>

58 <https://plasticseurope.org/about-us/>

59 <https://www.smeunited.eu/admin/storage/smeunited/20230123-smeunited-positionplasticpellets.pdf>

60 <https://seas-at-risk.org/press-releases/eu-agrees-on-new-landmark-plastic-pellet-regulation-to-reduce-microplastic-pollution-but-remaining-loopholes-and-delays-likely-to-undermine-overall-impact/>